**１　若手会員の問題状況**

弁護士人口の増大と社会経済情勢の変化に伴い、弁護士会における若手会員に対する取組の重要性が指摘されている。具体的には、新規登録弁護士の就職問題、法曹の質に関する議論、いわゆる即時独立・早期独立によるOJT不足や孤立化の問題、会務・会派離れなどの指摘である。さらに、2017（平成29）年4月19日に裁判所法が一部改正され、第71期以降の司法修習生に対しては修習給付金が付与されることとなったが、新第65期から第70期までのいわゆる貸与制世代の会員に対する救済措置は未だ定まっていない状況であり、早急に救済措置を講じる必要がある。

基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命として弁護士自治を与えられた弁護士会においては、若手会員に対する諸問題への取り組みは、単に職能団体における後進養成という観点による支援にとどまらず、上記使命を十全に全うするための社会に対する責務である。

**２　新規登録弁護士の就職問題**

近時の新規登録弁護士の大幅な増加により、いわゆる就職困難問題が生じていることが指摘されている。司法制度改革では、弁護士が企業や自治体にも積極的に進出し、法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせることが期待されたが、司法基盤の整備の遅れと弁護士増加のスピードが速すぎたことが、若手会員の就職難という問題を発生させたといわれている。

そして、このような新規登録弁護士の就職難の結果、先輩弁護士に雇用されて実務を通じてじっくりと指導・教育を受けることができる従来のような勤務形態（いわゆるイソ弁型の勤務形態）以外の勤務形態として、執務スペースの提供などの支援があるものの業務受任や収入の保証がない独立採算型の勤務形態による弁護士や、即時又は早期に独立する弁護士が相当数出現するに至っている。

このような状況に対しては、日本弁護士連合会及び東京三弁護士会では、毎年合同の就職説明会を実施し、求人・求職とも多数の参加者を得るなどして対応策を講じてきた。今年度は昨年度に引き続き就職状況に改善傾向がみられ、上記就職説明会へ参加する法律事務所及び企業数が増加した一方で、求職者の参加人数は減少傾向であった。これは、司法試験合格者数の減少傾向とともに、弁護士会として就職説明会に参加する法律事務所及び企業の増加のための弁護士会の努力が結実してきたものといえる。

他方、勤務条件が適正とは言い難いいわゆるブラック事務所ともいうべき事務所の存在が指摘されており、就職はしたものの早期独立を余儀なくされている若手弁護士が増えているとも言われている。東弁としては、これらの実態把握に努めるとともに、弁護士採用適正化ガイドラインの周知徹底を図るなど、就職問題解消へ向けて、より一層の努力が望まれる。

**３　若手会員総合支援センター**

東弁は、2014（平成26）年9月に、若手会員総合支援センターを設置した。

若手会員総合支援センターは、弁護士登録5年以内の弁護士会員の業務を総合的に支援することを目的とし、①対象会員に対する弁護士業務支援についての政策の立案及び実施、②対象会員に対する研修制度の拡充、③対象会員に対する開業及び就業の支援などを職務とする。

現在、若手会員総合支援センターでは、50期代、60期代を中心とした若手主体の委員構成により、次の部会構成により積極的に活動している。なお、業務サポート部会と環境支援部会は、活動範囲が重なる点があるため、2018（平成30）年9月からは合同で活動している。

また、若手会員の業務支援は、弁護士の活動領域の拡大と密接に関連していることから、若手会員総合支援センターは、同じく2014（平成26）年9月に設置された弁護士活動領域拡大推進本部と合同の本部会議を開催するなど、連携して活動を行っている。

（１）　業務サポート部会

弁護士業務に役立つ研修の企画・開催、弁護士業務に役立つ情報提供、チューター制度等の業務支援を活動内容とする。

2015（平成27）年9月には、若手会員に対するOJTの機会提供の試みとして、上野松坂屋における無料法律相談会を実施した。これは、若手会員と指導的役割を果たす会員とが一緒に法律相談及び引き続いての事件受任を共同で行うことを通じて若手会員にOJTの機会を提供しようとするものである。無料相談であったことも相まって予定枠を上回る相談者を得て、若手及び相談者のいずれにも好評であったことから、その後同様の方法で以下の無料法律相談会が実施された。

①2016（平成28）年4月　　西荻窪郵便局

②　　　　　　　　 7月　　天祖・諏訪神社

③　　　　　　　　 8月　　寺カフェ代官山

④　　　　　　　　10月　　西荻窪郵便局

⑤　　　　　　　　12月　　世田谷区立きたざわ苑（介護施設）

⑥2017（平成29）年8月　　世田谷区立きたざわ苑（介護施設）

⑦　　　　　　　　10月　　西荻窪郵便局

⑧　　　　　　　　12月　　世田谷区立きたざわ苑（介護施設）

⑨2018（平成30）年2月　　大泉郵便局

⑩　　　　　　　　　5月　　世田谷区立きたざわ苑（介護施設）

⑪　　　　　　　　　7月　　大泉郵便局

⑫　　　　　　　　10月　　西荻窪郵便局

⑬　　　　　　　　12月　　世田谷区立きたざわ苑（介護施設）

本試みは今後の新たな若手支援策の一つの形として、連携先の更なる拡大を含めた前向きな検討が望まれるところ、2018（平成30）年4月から、東弁の蒲田での法律相談及び法テラスの北千住での法律相談において、若手会員に対するOJTの趣旨を含む法律相談が実施されるに至った。

（２）　環境支援部会

若手会員に対する情報発信体制の整備、若手会員の意見を募る体制の整備、若手会員の要望・ニーズ調査等を活動内容とする。

2016（平成28）年7月には、主に会員向けの情報発信ツールとして、研修情報や裁判所・警察署等の関連施設案内、印紙代・養育費その他算定ソフト等を搭載したスマートフォン用アプリケーション「べんとら」をリリースし、2018（平成30）年10月9日時点でダウンロード数は10，800件を超え、広く会員に利用されている。

（３）　開業・就業支援部会

開業に役立つ研修の企画・開催、開業に役立つ情報提供、就業に役立つ情報提供、開業・就業支援についての若手会員の要望の調査等を活動内容とする。

2015（平成27）年10月には、東弁版独立開業マニュアルの発刊とともに、「東京で独立開業する。～その日に向けて」と題した独立開業準備に関するセミナーを開催したところ、約200名もの参加者を得た。また、2016（平成28）年11月には、上記セミナーの第2弾として、「東京で独立開業する。～効果的な広告戦略と落とし穴～」と題し、若手会員が関心を寄せるホームページ等を利用した広告の方法とともに広告規制及び非弁提携の実例等を紹介し、約150名の参加者を得た。いずれのセミナーも主に若手会員を中心とした参加者からは好評の感想が聞かれ、独立開業及び業務運営に関する関心の高さが窺われる。さらに、2017（平成29）年12月には、東弁版独立開業マニュアルの改訂版（第2版）を発刊するとともに、独立開業準備に関するセミナーの第2回を実施した。

さらに、現在までに、即時・早期独立開業経験者を囲んでの少人数での交流会を3回実施しているが、交流会実施後も参加者が相互に連絡を取り合うなどしており、情報交換がなされている。

さらに、2019（平成31）年3月には、若手会員からの要望が強い営業に関するセミナーの開催を予定（執筆時現在）している。

当会としては、東弁における若手会員総合支援センター及び弁護士活動領域拡大推進本部の活動を支援し、若手会員の業務を支援し、推進していく所存である。

**４　新規登録弁護士に対するクラス別研修**

東弁は、第65期司法修習生の一斉登録日である2012（平成24）年12月20日以降に入会する会員を対象として、クラス別研修制度を導入した。これは、新規登録弁護士研修における選択項目の集合研修として実施するものであり、各クラスを20名程度（新規登録弁護士研修細則上は、30名以下。）にて編成し、民事・家事を題材とするテーマをゼミ形式で行うものである。なお、刑事弁護は、必須項目の集合研修として多くの講義が予定されていること、すでに少人数のゼミ方式による経験交流会を含むカリキュラムが別途実施されているためテーマの対象としていない。クラス別研修は、全7回程度を予定し、うち3回以上の出席が義務となる。

クラス別研修制度は、以下の理由から積極的に推進されるべきである。すなわち、近年、司法試験合格者数が増加するとともに、司法研修所のクラスが実務修習地ごとに編成されていることから、若手会員においては、互いに面識のある司法修習同期生の比率が低下している。そのためか明らかではないが、若手会員の弁護士会に対する帰属意識が希薄化しているとの懸念が生じており、若手会員の会務活動への参加率の低下を指摘する声も存在する。この点、クラス制は、弁護士会への入会を契機とする知人・友人を増やすことにより、弁護士会に対する帰属意識の低下を防止し、会務活動への参加率を向上させる一定の効果が見込まれる。また、法科大学院の教育における少人数・双方向の講義について、その有益性が指摘されており、新規登録弁護士研修を少人数のクラス制でディスカッション形式により実施することは、研修効果の向上の観点からも望ましい。

そして、各クラスに世話人が配置されることにより、弁護士会における世代間のつながりを構築するとともに、新規登録弁護士に対する実効性のある支援となり得る。即時独立や早期独立も増加している今日において、若手会員に対し、身近に相談できる先輩弁護士を紹介する機会があることは極めて重要である。

このように、クラス別研修制度においては、①実務に即応した双方向形式の研修の実施、②新規登録弁護士相互間及び世話人との交流・親睦、③東弁の会務参加の促進という三つの目的が掲げられており、特に②の目的促進のため、東弁は懇親会への補助を年々手厚くしてきている。

各クラスに配置される世話人は、担任（弁護士登録5年目から10年目まで）及び副担任（弁護士登録11年目以上）であり、所定のテキストを利用する（専門カリキュラムについては、関連委員会から講師が派遣される。）。世話人の人選については、会長指名とするが、担任については各委員会の推薦を募る。副担任については、事実上、会派の推薦を前提としている。クラス別研修がその目的を実現するか否かは、世話人の力量によるところが著しいと考えられ、世話人の人選が極めて重要である。そのため、世話人には、弁護士実務経験、会務活動経験はもとより、人格的にも世話役として適性が高い人材が就任する必要があり、これらの人材を選定するためには、会派の人材発掘・推薦機能が重視されなければならない。当会としては、クラス別研修制度を積極的に推進する観点から、有意な人材を多数推薦するとともに、これらの世話人による活動を支援していく所存である。

クラス別研修制度は、運用開始から6年間を経て非常に好評を得ている。東弁における成功を参考に、第一東弁・第二東弁・大阪弁護士会が類似の制度の導入を行ってきている。当会としては、多数の世話人を推薦し、また、クラス別研修を受講した65期乃至70期の弁護士が多数所属していることから、クラス別研修の制度・運用の改善に積極的に関与し、より充実したクラス別研修制度を構築していく所存である。

**５　貸与制世代問題**

2017（平成29）年4月19日に裁判所法の一部が改正され、第71期以降の司法修習生に対しては修習給付金が付与されることとなり、これにより、司法修習生の経済的な困窮状態は、一定程度解消されることが見込まれることとなった。しかし、上記裁判所法の改正は、第71期以降の司法修習生に関する修習給付金の付与を新設したにとどまり、新第65期から第70期までのいわゆる貸与制世代の会員についての修習資金に関する問題は何ら解決されていない。貸与制世代に関する修習資金問題を放置することは、司法修習の時期によって経済的不平等をもたらすものであり、また、若手会員の中には、経済的不安を募らせている者が多数存在していることからも、かかる問題の解決を図ることは、法曹会全体における喫緊の課題である。

貸与制世代の修習資金に関する問題は、最終的には、法曹養成を担う国が責を負うべきであり、日弁連及び各単位会は力を結集して、裁判所法の改正へ向けた運動を展開していくべきであるが、既に、2018（平成30）年7月から、新65期の返済が始まっていることから、早急に救済措置を講じる必要がある。日弁連は、貸与制世代に対する経済的支援を打ち出したが、東弁においても、財政状況を踏まえつつ、かつ、会員の理解を得ながら、経済的支援を踏む対策を早急に講じるべきである。

当会としても、東弁に対し、具体的な救済措置を提案し、貸与制世代の会員の救済を実現する活動をしていく所存である。